



報道発表資料

報道関係者各位

令和7年10月21日（火）

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 門脇 英子

賃金係 高橋 里歩

電話 023 - 624 - 8224

山形県特定（産業別）最低賃金引上げ —山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会（会長：^{ほんまよしこ}本間佳子）は、山形県最低賃金（1,032円（12月23日発効））を上回る額で設定される3つの山形県特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり山形労働局長（局長：^{しまだひろかず}島田博和）に答申しました。

今後、答申内容の公示等の諸手続を経て、本年12月23日（火）から効力が発生する予定です。

なお、自動車整備業は現行1,017円ですが、12月23日から山形県最低賃金1,032円が適用されることとなります。

記

1. ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業（略称「一般産業用機械・装置等製造業」）

時間額（改正前）	1,070円（1,012円）
引上げ額（引上げ率）	58円（5.73%）
発効日	令和7年12月23日
答申日	令和7年10月21日

2. 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
(略称「電気機械器具等製造業」)

時間額 (改正前)	1,055円 (996円)
引上げ額 (引上げ率)	59円 (5.92%)
発効日	令和7年12月23日
答申日	令和7年10月21日

3. 自動車・同附属品製造業

時間額 (改正前)	1,070円 (1,012円)
引上げ額 (引上げ率)	58円 (5.73%)
発効日	令和7年12月23日
答申日	令和7年10月20日

※ 審議経過等

山形労働局長は、令和7年9月3日に金額改定の必要性の有無について山形地方最低賃金審議会へ諮問したところ、同審議会は、3つの山形県特定（産業別）最低賃金について9月19日に「金額改定の必要性あり」との答申を行いました。

答申を受け山形労働局長は、令和7年9月19日に山形地方最低賃金審議会へ各特定最低賃金の金額改定について諮問し、同審議会において、3つの専門部会を設け慎重に審議した結果、全会一致で改正額等について結審したものです。